



I 年金の手続き

1

退職時の手続き

次の各質問に回答しながら、必要な手続きについて確認してください。(令和5年3月31日退職対応)

Q1：令和5年3月31日時点において、①一般組合員又は②短期組合員のどちらですか。

※・一般組合員→正規、再任用（フルタイム）、任期付任用職員及び契約職員（フルタイム）

・短期組合員→臨時的任用職員、非常勤職員（再任用（短時間）、任期付任用（短時間）、会計年度任用）

注：一般又は短期組合員には船員組合員を含む。

①一般組合員

②短期組合員

Q2：令和5年4月1日時点において、公立学校共済組合愛知支部の組合員ですか。

①一般組合員

②短期組合員

③ ①又は②以外

引き続き愛知支部の一般組合員となる

Q3：令和5年3月31日時点において、どちらに該当しますか。

②短期組合員

①一般組合員

Q3：令和5年4月1日時点において、引き続き他の共済組合・支部の組合員となりますか。

引き続き他の共済組合・支部の組合員となる

②短期組合員

①一般組合員

引き続き他の共済組合・支部の組合員とならない

手続不要

Q3：令和5年3月31日時点において、どちらに該当しますか。

②短期組合員

①一般組合員

④組合員転出・異動届書の手続き (P32)

Q4：昭和34年4月1日以前生まれ（※）ですか。

※老齢厚生年金、特別支給の老齢厚生年金、退職共済年金の受給者（受給権のある者）（併給調整等による支給停止の場合も含まれます。）

昭和34年4月1日以前生まれ

昭和34年4月2日以降生まれ

60・63歳定年

③老齢厚生年金改定請求書の手続き (P31)

②退職届書の手続き
(2) 60・63歳定年以外 (P30)
〔先に退職届書等請求書の提出が必要〕

60・63歳定年以外

②退職届書の手続き
(1) 60・63歳定年 (P29)

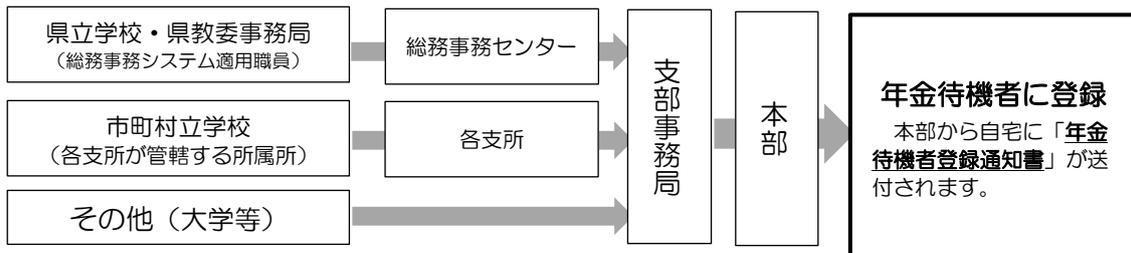
2

退職届書の手続き

退職届書は、一般組合員の退職時に年金請求の資格（年金受給資格期間及び年金支給開始年齢）を満たしていない者が、将来の年金受給に備え、被保険者期間を確認し『年金待機者』として登録するために提出していただくものです。

ただし、短期組合員は長期給付が適用外のため、年金待機者としての登録はされませんが、短期組合員の資格を喪失した届として提出が必要です。

年金待機者として登録されると、公立学校共済組合本部から「年金待機者となられた方へ」（パンフレット）と「年金待機者登録通知書」が送付されます。（7月～10月の予定）



●年金待機者とは

退職時に年金の受給資格期間（国民年金・厚生年金保険（共済組合を含む）の加入期間）が10年を満たしていない場合、又は支給開始年齢に達していない場合、将来の年金裁定に備えて、年金加入記録が登録された退職者（組合員資格喪失者）を指します。年金待機者に登録されてからの氏名や住所の変更などの手続きは、「**年金待機者異動報告書**」を本部に提出してください。

- (1) 60歳定年退職者（生年月日が昭和37年4月2日から昭和38年4月1日の者）及び
63歳定年退職者（生年月日が昭和34年4月2日から昭和35年4月1日の者）

60歳定年退職者及び63歳定年退職者の退職届書の様式は12月中旬に各所属所を經由して配付しました。

《提出書類》

提出書類		提出部数
①	退職届書（印字された様式）※1 （P35記載例参照）	（原本と写） 計2部
②	履歴カード又は履歴書（総務事務システム適用職員は提出不要） *退職発令まで記載された履歴カード又は所属所保管の履歴書原本の写し（A4判） *一枚目（表紙）右上余白に、所属所コード・所属所名・組合員証番号を記入 *所属所長の原本証明（公印省略）が必要	2部 ※2

※1 63歳定年退職者のうち、受給権が発生する方へ別途年金請求関係書類を送付します。

※2 名古屋市立学校は3部

《提出先・提出期限》

対象者	提出先	提出期限※
ア 県立学校・県教委事務局	愛知県総務事務センター	令和5年4月 3日（月）～ 17日（月）
イ 大学等	支部事務局 年金グループ （愛知県教育委員会福利課内）	
ウ 市町村立学校	各支所（教育事務所、学校事務センター）	令和5年4月 17日（月）～ 21日（金）

※ 提出期限は支部事務局での受付日になりますので、ご注意ください。
アの方は、愛知県総務事務センターの提出期限が**令和5年3月31日（金）**となります。
イ、ウの方は、提出先の日程を確認してください。

(2) 正規職員の退職者（勸奨・自己都合等）並びに再任用職員、任期付任用職員及び契約職員（再任用職員以下いずれも常勤に限る）、臨時的任用職員（フルタイム）、非常勤職員（再任用職員（短時間）、任期付任用職員（短時間）、会計年度任用職員の退職者（上記（1）以外の者）



① 退職届書等請求書の提出

生年月日が昭和34年4月2日以降の者に限る

対象者	提出書類		提出先
ア 県立学校・県教委事務局	別紙「退職届書等請求書」を提出してください。	P34の様式をコピー	支部事務局 年金グループ (愛知県教育委員会福利課内)
イ 大学等		P33の様式をコピー	
ウ 市町村立学校	所属所の事務担当者に申し出てください。 (所属所単位で退職届書等請求書を提出する)	P33の様式をコピー	各支所（教育事務所、学校事務センター）

《退職届書等請求書提出期限》 令和5年2月6日（月）～ 令和5年2月20日（月）

（注）提出期限は支部事務局での受付日になりますので、提出先の日程を確認してください。

② 退職届書の送付及び提出

退職届書等請求書の提出後、氏名等が印字された退職届書（様式）を3月中旬に所属所へ送付しますので、必要事項を記入し提出してください。

《提出書類》

提出書類		提出部数
①	退職届書（印字された様式）※1 (P35 記載例参照)	(原本と写) 計2部
②	履歴カード又は履歴書（総務事務システム適用職員は提出不要） *退職発令まで記載された履歴カード又は所属所保管の履歴書原本の写し（A4判） *一枚目（表紙）右上余白に、所属所コード・所属所名・組合員証番号を記入 *所属所長の原本証明（公印省略）が必要 *短期組合員で履歴書が作成されない場合は勤務条件通知書の写し（所属所長の原本証明要）等	2部 ※2

※1 年金受給権が発生する方へ別途年金請求関係書類を送付します。

※2 名古屋市立学校は3部

《提出先》

対象者	提出先※
ア 県立学校・県教委事務局	愛知県総務事務センター
イ 大学等	支部事務局 年金グループ (愛知県教育委員会福利課内)
ウ 市町村立学校	各支所（教育事務所、学校事務センター）

《退職届書提出期限》令和5年4月17日（月）～ 令和5年4月21日（金）

※ 提出期限は支部事務局での受付日になりますので、ご注意ください。
アの方は、愛知県総務事務センターの提出期限が令和5年3月31日（金）となります。
イ、ウの方は、提出先の日程を確認してください。

※県立学校・県教委事務局については、「退職届書等請求書」と「退職届書」の提出先が異なるので注意してください。

- (注1) 引続き他共済組合・他支部へ転出（異動） → 組合員転出・異動届書を提出(P32 参照)

 地方職員 ・ 市町村職員
 国家公務員 ・ 他支部等

 （退職届書を提出しないこと）
- (注2) 老齢厚生年金、退職共済年金（いずれも特別支給を含む）を受給している者 → 老齢厚生年金改定請求書を提出(P31 参照)

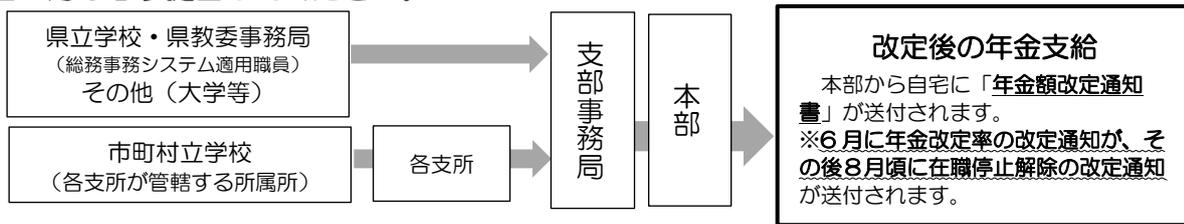
3

老齢厚生年金改定請求書の手続き

在職中に支給開始年齢に到達し、公立学校共済組合の年金（退職共済年金・老齢厚生年金）が決定されている（決定予定を含む）場合は、退職（組合員資格喪失）時に年金の改定手続き（退職改定）を行います。

- 退職日を確認し、既に決定されている年金の算定基礎期間に、退職日までの期間を加えるとともに、追加される組合員期間の給料情報を登録して、年金額の改定を行う。
- その上で、**年金の在職支給停止を解除**する。

生年月日が昭和34年4月1日以前の該当者には、支部から関係書類を配付していますが、未提出の方は必ず提出してください。



なお、退職後にお勤めされ、被用者年金制度に加入される方については、**処理には6か月程度かかります**ので、御注意ください。

① 調査票の送付及び提出

対象者	提出書類	提出先
昭和34年4月1日以前生まれの者	調査票 (2月中旬に所属所経由で送付)	支部事務局 年金グループ (愛知県教育委員会福利課内)

《調査票提出期限》 令和5年2月16日(木)～令和5年3月1日(水)

② 老齢厚生年金改定請求書の送付及び提出

調査票の提出後、退職改定の該当者には老齢厚生年金改定請求書(様式)を3月中旬に所属所へ送付しますので、必要事項を記入のうえ提出してください。

《提出書類》

	提出書類	提出部数
②	老齢厚生年金改定請求書(印字された様式)(P36記載例参照) 〔65歳以上で平成27年10月以降に引き続く組合員期間が1年以上の場合、退職等年金給付(年金払い退職給付)決定請求書又は有期退職年金・終身退職年金改定請求書が、障害給付がある場合は年金受給選択申出書があわせて必要です。〕	(原本と写) 計2部
②	履歴カード又は履歴書(総務事務システム適用職員は提出不要) *退職発令まで記載された履歴カード又は所属所保管の履歴書原本の写し(A4判) *一枚目(表紙)右上余白に、所属所コード・所属所名・組合員証番号を記入 *所属所長の原本証明(公印省略)が必要	1部 (※)

※ 名古屋市立学校は2部

《提出先》

対象者	提出先
ア 県立学校・県教委事務局	支部事務局 年金グループ (愛知県教育委員会福利課内)
イ 大学等	
ウ 市町村立学校	各支所(教育事務所、学校事務センター)

《改定請求書提出期限》 令和5年4月3日(月)～令和5年4月14日(金)

(注) 提出期限は支部事務局での受付日になりますので、提出先の日程を確認してください。

● 老齢厚生年金の繰下げを行っている場合

65歳以上の一般組合員のうち、老齢厚生年金の繰下げを行っている場合、老齢厚生年金改定請求書による手続きではなく、退職届書による手続きとなります。

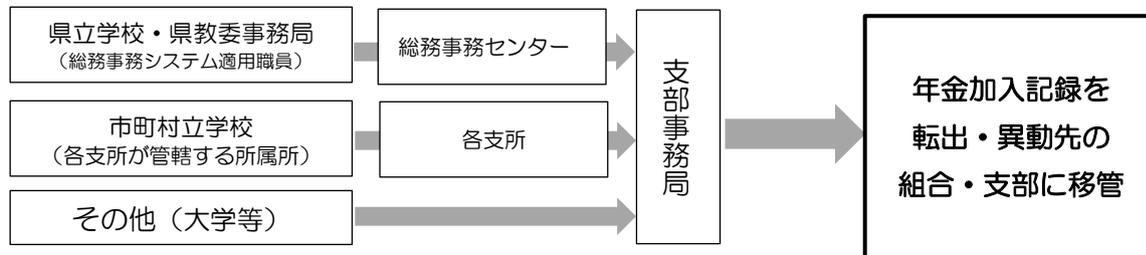
調査票（令和5年2月配付）の提出により、退職（組合員資格喪失）に該当する場合、退職届書（様式）を送付します。手続きが終わりますと本部から「年金待機者登録通知書」が自宅に届きますので、その後、老齢厚生年金の請求手続きを各自で本部に申し出てください。

※退職届書の手続きはI2(2)②退職届書の送付及び提出(P30)を参照

4 組合員転出・異動届書の手続き（一般組合員）

公立学校共済組合愛知支部の一般組合員から、日を空けず他の共済組合又は他の支部の一般組合員となる場合は、退職時に転出・異動手続きを行います。

令和5年3月31日に退職し、翌4月1日に知事部局や市町村、他県、国の機関や国立大学（附属学校）にて正規職員（派遣職員）や常勤職員として勤務する場合は、組合員転出・異動届書を必ず提出してください。



《提出書類》

提出書類		提出部数
①	組合員転出・異動届書（ホームページからダウンロードした様式） （記載例はホームページを参照） ・公立学校共済組合ホームページ （愛知支部トップページ 諸届用紙ダウンロード（年金関係）） https://www.kouritu.or.jp/aichi/about/syotodoke2/index.html	（原本のみ） 1部
②	履歴カード又は履歴書（総務事務システム適用職員は提出不要） * 退職発令まで記載された履歴カード又は所属所保管の履歴書原本の写し（A4判） * 一枚目（表紙）右上余白に、所属所コード・所属所名・組合員証番号を記入 * 所属所長の原本証明（公印省略）が必要	2部 （※）

※ 名古屋市立学校は3部

《提出先》

対象者	提出先
ア 県立学校・県教委事務局	愛知県総務事務センター
イ 大学等	支部事務局 年金グループ （愛知県教育委員会福利課内）
ウ 市町村立学校	各支所（教育事務所、学校事務センター）

《転出・異動届書提出期限》 令和5年4月3日（月）～ 令和5年4月28日（金）

退 職 届 書 等 請 求 書

令和 年 月 日

公立学校共済組合愛知支部長殿

所属所名
 所属所長職氏名 _____ 公印省略
 （所属所コード： _____）

下記の組合員が、令和 年 月 日付けで退職する予定ですので、
 退職届書等（様式）を請求します。

記

氏 名	職名	生 年 月 日	備 考	※支部 記入欄
組合員証番号				
		昭・平 年 月 日		退 改・新
		昭・平 年 月 日		退 改・新
		昭・平 年 月 日		退 改・新
		昭・平 年 月 日		退 改・新
		昭・平 年 月 日		退 改・新

（注意）引き続き他の共済組合（知事部局、愛教大、市町村など）、あるいは、引き続き当共済組合の他支部へ転出異動する場合は、退職届書・老齢厚生（退職共済）年金改定請求書は不要です。この場合は組合員転出・異動届書を提出していただきます。

＜共済組合記入欄＞

出力日	送付日

支 部 受 付

退職届書等請求書

令和 年 月 日

公立学校共済組合愛知支部長殿

職 名 _____
氏 名 _____

生年月日 昭・平 年 月 日

組合員証番号 _____

所属所名 _____
(所属所コード : _____)

令和 年 月 日付けで退職する予定ですので、退職届書等(様式)を請求します。

※支部 記入欄	退 改・新
------------	----------

(注意)引き続き他の共済組合(知事部局、愛教大、市町村など)、あるいは、引き続き当共済組合の他支部へ転出異動する場合は、退職届書・老齢厚生(退職共済)年金改定請求書は不要です。この場合は組合員転出・異動届書を提出していただきます。

<※共済組合記入欄>

出力日	送付日

支部受付

退職届書の記載例

この退職届書には、あなたが公立学校共済組合にお届けの氏名・生年月日・性別・退職年月日・所属機関名・職名・住所などをあらかじめ印字しておりますので、ご確認ください。
なお、氏名又は住所に変更がある場合は、訂正欄に新しい氏名又は住所を記入してください。（その他の項目に誤りがある場合は二重線で訂正してください。）

氏名に変更がある場合は、「氏名訂正欄」に氏名を記入してください。

婚姻等により氏名が変わった方は記入してください。

出力される職名	発令された職名（職階）
教諭	教頭、教諭
事務職員	事務長、主査、主任、主事など
技術職員	医療技術職員、看護師など
学校栄養職員	栄養教諭、栄養職員
助手	実習助手、実習教師

※全国で統一している統計基準であるため、発令された職名（職階）に書き換えないこと

退職後の住所と印字されている住所が異なる場合は、「住所等訂正欄」に郵便番号・住所・電話番号（携帯電話も可）を記入してください。
「大字」・「小字」・「字」のフリガナは付けなくてください。
また、「丁目」・「番地」・「号」・「棟」のフリガナは「-」を記入してください。

「退職者の配偶者」欄は、将来の年金額等の推計を行うために必要な情報となりますので、もれなく記入してください。
なお、あなたの配偶者が被扶養者として届出がある場合は、あらかじめ内容がプリントしてありますので記入不要です。

1. 「配偶者の有無」欄に○をしてください。
 2. 1で「有」に○をされた方は、「配偶者の生年月日」欄に記入のうえ、「配偶者を扶養していますか」欄の該当するものに○をしてください。
- ※「扶養している」とは、配偶者があなたの退職当時にあなたの被扶養者（扶養手当の受給の対象となっている者等）となっていることをいいます。

※記入要領に従い、横書ではっきりと記入の上、押印してください。

退職届書

（共済組合提出用）

届出日 令和 5年 3月 31日

表紙	組合員番号	届出日	令和 5年 3月 31日
23	11789012	元号	平成 37年 10月 1日

公立学校共済組合理事専攻 有・無

氏名訂正欄 太郎 太郎

退職年月日 令和 5年 3月 31日

退職後住所 愛知県 名古屋市中区 三の丸3-1-2

電話番号 052-954-6776

所属機関名 青空小学校

職名 教諭

配偶者の有無 有

配偶者の生年月日 令和 5年 3月 10日

「有」の場合は記入して下さい。

所属機関の長 青空小学校 校長 神田 年男

市外局番から記入してください。（携帯電話も可）

所属機関の長の証明を必ず受けてください。（ゴム印可、公印省略）

県立学校等総務事務システム対象職員については、総務事務センターで証明するので、空欄のままにしておく。

「令和5年3月31日」と記入してください。
※退職日より前の日付は絶対に記入しないこと

氏名を記入してください。
印字された氏名が異なる場合は、「氏名訂正欄」に訂正後の氏名を記入してください。

次のいずれかに該当するときは有を○で囲んでください。
①当共済組合において障害等級1～3級に認定されている
②当共済組合に障害の事前認定請求をしている
③障害があり、障害等級1～3級に認定されると思われる
上記に該当しない場合は無を○で囲んでください。

「待機者番号」欄に印字されていない場合で、過去に退職したことがあり、退共待機者番号（または通年待機者番号）をお持ちの方は、その番号を記入してください。

市外局番から記入してください。（携帯電話も可）

所属機関の長の証明を必ず受けてください。
（ゴム印可、公印省略）
県立学校等総務事務システム対象職員については、総務事務センターで証明するので、空欄のままにしておく。

退職届書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 5年 3月 31日

所属機関長 青空小学校 校長 神田 年男

所属機関の長 氏名

（印） （印）

退職期間	退職事由	退職事由		一時年金		一時年金
		有・無	有・無	有・無	有・無	
退職①	普通、定年・特別、共済	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
退職②	普通、定年・特別、共済	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
退職③	普通、定年・特別、共済	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
退職④	普通、定年・特別、共済	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
退職⑤	普通、定年・特別、共済	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

署名 作成者

老齢厚生年金改定請求書の記載例

この請求書には、あなたが公立学校共済組合にお届けの氏名・生年月日・性別・退職年月日・所属機関名・職名・住所などをあらかじめ印字しておりますので、ご確認ください。

退職事由が自己都合、任用期間満了以外の場合、該当する事由に○をつけてください。
(普通退職に○がついた状態で配付しています)

再就職予定の有無について○をつけてください。
ただし、任用先で年金制度に加入しない場合(任意継続組合員への加入など)は無に該当します。

次のいずれかに該当するときは有を○で困んでください。
①当共済組合において障害等級1～3級に認定されている
②当共済組合に障害の事前認定請求をしている
③障害があり、障害等級1～3級に認定されると思われる
上記に該当しない場合は無を○で困んでください。
また、傷病手当金の受給の有無についても○で困んでください。

他の公的年金制度(日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団)への加入の有無に○をつけてください。

配偶者が公立学校共済組合から年金(支給停止中を含む)を受けられている場合、年金の名称とその番号を記入してください。

65歳未満(特別支給の老齢厚生年金受給者)で、大学職員、再任用職員及び令和2年3月以前に随時的任用職員であった雇用保険被保険者番号の記入が必要です。あわせて雇用保険被保険者証の写し(A4サイズ)の添付が必要です。
(印字されている場合は添付不要)

所属機関の長の証明は不要です。

※ 記入要領に従い、欄書ではつきりと記入の上、押印してください。

請求書番号: 2110012345678
請求者(給付者): 公立学校共済組合理事長 殿
氏名: 共済 太郎
生年月日: 昭和33年10月11日
職名: 公立学校共済組合 事務員
所属機関名: 公立学校共済組合
請求事由: 普通退職
退職年月日: 令和5年3月31日
再就職予定の有無: ○
障害の有無: ○
傷病手当金の受給の有無: ○
他の公的年金制度への加入の有無: ○
雇用保険被保険者番号: 5101-00011-2

「令和5年3月31日」と記入してください。
※退職日より前の日付は絶対に記入しないこと

氏名を記入してください。

出力される職名	発令された職名(職階)
教諭	教頭、教諭
事務職員	事務長、主査、主任、主事など
技術職員	医療技術職員、看護師など
学校栄養職員	栄養教諭、栄養職員
助手	実習助手、実習教師

※全国で統一している統計基準であるため、発令された職名(職階)に書き換えないこと

障害厚生年金、遺族厚生年金、日本年金機構の老齢厚生年金など、他の公的年金(支給停止中を含む)をお持ちの方は、制度名、年金の名称とその番号を記入してください。

配偶者の年金受給権の有無(請求中を含む): ○
公的年金受給権の有無(請求中を含む): ○
雇用保険被保険者番号: 5101-00011-2

請求書の危険事項は、事実と相違ないものと認めます。
所属機関の長 氏名: _____
印: _____

支部 種類: _____
支部番号: _____
支部長 氏名: _____
印: _____

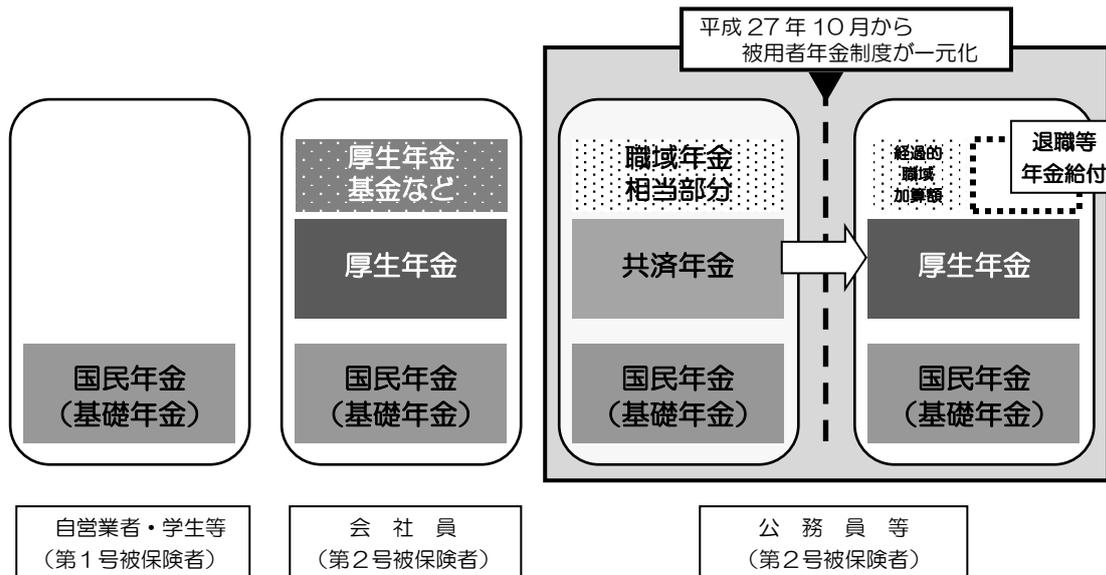
Ⅱ 公的年金の概要

1 公的年金の種類と体系

公的年金制度は、「国民年金制度」と「被用者年金制度」の2つに大別されます。

- (1) 「国民年金制度」 … 国民年金（基礎年金）
- (2) 「被用者年金制度」（民間会社員や公務員等が加入） … 厚生年金

「被用者年金制度」は、「厚生年金保険制度」と「共済年金制度」に分かれていましたが、平成27年10月1日から一元化され、「厚生年金保険制度」に統合されています。（一元化後も年金業務は引き続き共済組合で行っています。）



2 基礎年金番号

平成9年1月から実施の日本年金機構が20歳以上の国民に付番した10桁の番号で、老齢基礎年金や老齢厚生年金などの請求等に必要となります。

- 基礎年金番号通知書 …… 平成9年1月時点で20歳以上60歳未満の該当者全員に配付
- 年金手帳 …… 厚生年金、国民年金(第1号・第3号被保険者)の期間がある者に配付

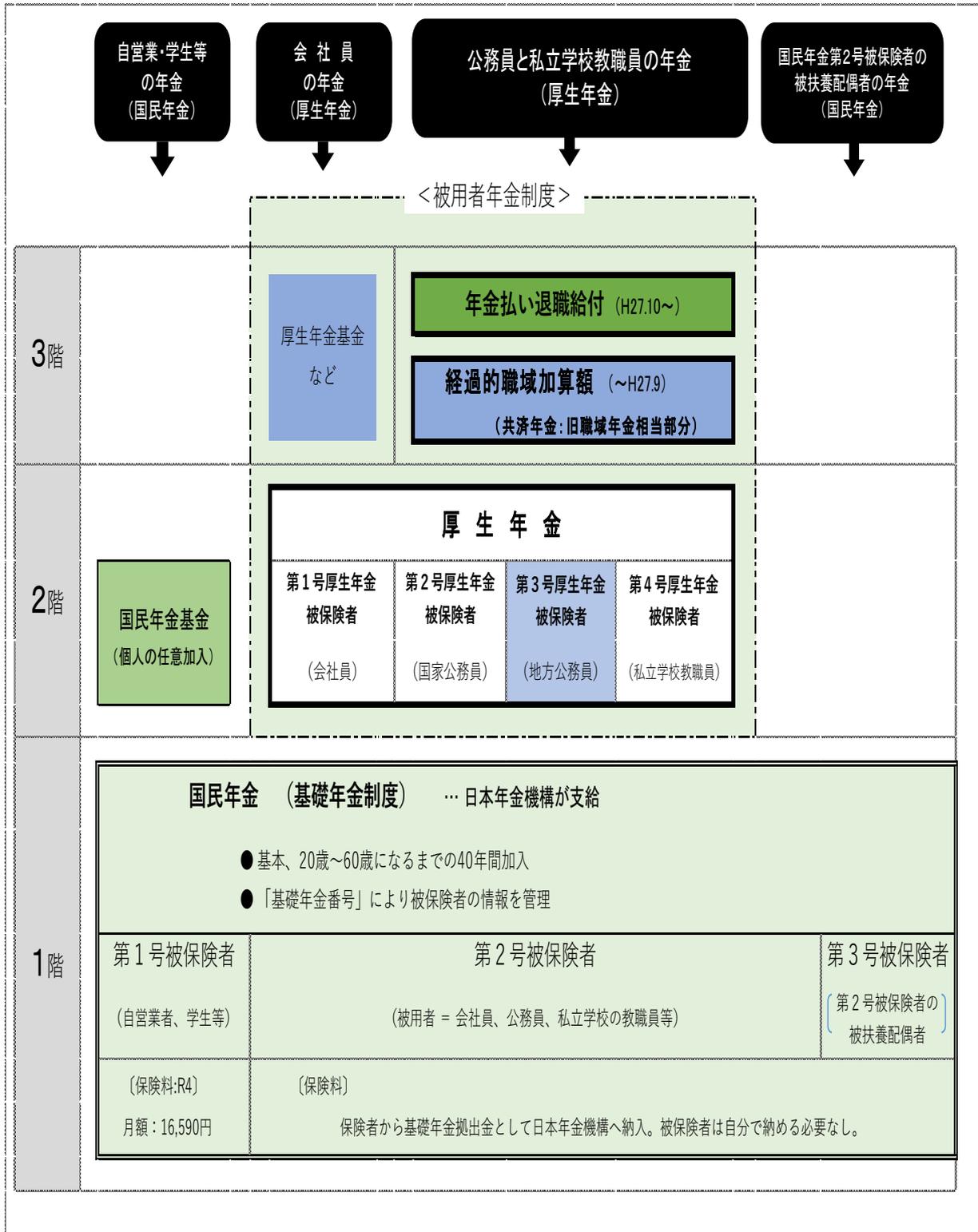
※公務員には「年金手帳」は交付されていません。（令和4年4月交付から年金手帳は基礎年金番号通知書に切り替わりました。）

※再交付を依頼する場合は、最寄りの年金事務所へ（近隣地域の年金事務所はP65参照）

3 年金額の改定

年金額は、賃金や物価の変動をそのまま反映させるのではなく、年金の給付水準の伸びに現役世代の保険料負担能力の動きが反映されるよう、公的年金の被保険者数の減少率や平均余命の伸びを反映させる仕組み（マクロ経済スライド）を導入して改定がおこなわれます。

《参 考》 公的年金制度の体系 (H27.10.1 以降)



4

基礎年金（国民年金）

基礎年金は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人が加入するものです。基礎年金の導入(昭和61年4月1日)後は、公務員とその被扶養配偶者も同時に国民年金の被保険者になっています。

(※昭和61年3月31日以前の組合員期間は国民年金に加入していたものとみなされる。)
国民年金の被保険者には3種類あり、それぞれ保険料の納め方が異なります。

(参考) 国民年金が発足した昭和36年4月1日からの国民年金の適用の推移

区 分		S36.4	57.1	61.4	H3.4
①	農業・自営業など下記以外の者	強 制 適 用			
②	被用者年金制度の加入者(会社員、公務員)	適 用 除 外		強 制 適 用	
③	被用者年金制度の老齢(退職)年金受給権者	任 意 適 用			
④	被用者年金制度の障害・遺族年金受給権者	任 意 適 用		強 制 適 用	
⑤	上記②～④の被扶養配偶者	任 意 適 用		強 制 適 用	
⑥	学生	任 意 適 用			強 制 適 用
⑦	国内に居住する外国人	適 用 除 外		強 制 適 用	

(1) 国民年金被保険者の種類

第1号被保険者 日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の自営業者・学生など

第2号被保険者 厚生年金保険の被保険者、共済組合の組合員(原則、65歳未満の者)

第3号被保険者 第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者

※任意加入被保険者 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者など

(2) 基礎年金(国民年金)の保険料

月額16,590円(令和4年度)《定額》

○ 被保険者(第2号被保険者)及び被扶養配偶者(第3号被保険者)の保険料

共済組合から基礎年金拠出金として日本年金機構へ納められているので、被保険者及び被扶養配偶者が自分で納める必要はない。

(3) 基礎年金(国民年金)の種類

①老齢基礎年金

②障害基礎年金

③遺族基礎年金

(4) 老齢基礎年金

① 受給要件

「保険料納付済期間(※1)」「保険料免除期間(※2)」及び「合算対象期間(※3)」を合算して原則10年以上あること。

② 年 額（令和4年度）

777,800円（保険料納付済期間が40年（480月）で満額の場合）

20歳から60歳になるまでの40年間の全期間保険料を納めた者は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給される。

（図例）

老 齢 厚 生 年 金
老 齢 基 礎 年 金（国民年金）

○(※1)「保険料納付済期間」とは

- ・第1号被保険者期間のうち保険料を納付した期間
- ・第2号被保険者期間のうち、20歳以上60歳未満の期間
- ・第3号被保険者期間

○(※2)「保険料免除期間」とは

- ・国民年金の保険料が免除された期間（申請免除・法定免除）

○(※3)「合算対象期間」（いわゆる「カラ期間」）とは

*20歳以上60歳未満で国民年金に任意加入しなかった次の期間

- ・第2号被保険者の配偶者で、昭和36年4月から61年3月までの期間
- ・昭和36年4月から平成3年3月までの20歳以上の学生期間
- ・日本国籍のある者で、昭和36年4月以降海外に居住していた期間

*第2号被保険者期間のうち、20歳未満の期間と60歳以上の期間

（注）合算対象期間は、年金を受給できるように、受給資格期間として含まれるが、年金額には反映されない。

③ 老齢基礎年金の繰上げ請求及び繰下げ請求

【繰上げ】

老齢基礎年金は原則65歳から受給できますが、本人が希望すれば60歳から65歳になるまでの間に繰上げて受給できます。しかし、65歳前に老齢基礎年金を繰上げて受給する場合は、老齢厚生年金等も同時に繰上げ請求することになります。

（減額率：1月につき0.4%（昭和37年4月1日以前生まれの場合は1月につき0.5%）、P55参照）

【繰下げ】

65歳で請求せずに、希望すれば66歳以降に繰下げて受給することができます。

（増額率：1月につき0.7%、P57参照）

(5) **障害基礎年金**

① **受給要件**

国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった傷病で初めて医師の診察を受けた日）のある傷病で、障害認定日又はその後 65 歳までの間に、国民年金法で定められた障害等級の 1 級又は 2 級の障害の状態に該当したとき。

② **保険料納付要件**

初診日において 65 歳未満で、保険料が初診日のある月の前々月までの 1 年間に滞納がないこと。又は、公的年金の加入期間の 2/3 以上の期間が納付又は免除されていること。

障害認定日とは

初診日から 1 年 6 か月を経過した日、又はその期間内に症状が固定した日

③ **年 額**（令和 4 年度）

障害等級が 1 級の場合 972,250 円

障害等級が 2 級の場合 777,800 円

（図例）

障 害 厚 生 年 金
障害基礎年金（国民年金）

(6) **遺族基礎年金**

① **受給要件**

国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の受給資格期間を満了した者が死亡したとき。

② **保険料納付要件**

死亡月の前々月までの 1 年間に滞納がないこと。又は、保険料納付済期間(免除期間含む)が加入期間の 2/3 以上あること。

③ **対 象 者**

死亡した当時、死亡した者によって生計を維持されていた子のある配偶者又は子

子とは

婚姻していない者で

- ・ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
- ・ 20 歳未満で障害等級が 1 級又は 2 級に該当する者

④ **年 額**（令和 4 年度）

777,800 円

（図例）

遺 族 厚 生 年 金
遺族基礎年金（国民年金）

※子の人数に応じて一定額が加算されます

5

厚生年金

(1) 厚生年金被保険者の種類

被用者年金一元化により共済年金は厚生年金に統一され、加入していた共済組合により、被保険者の種別は4種類となっています。

従来の厚生年金保険の被保険者	・・・	第1号厚生年金被保険者
国家公務員共済組合の組合員	・・・	第2号厚生年金被保険者
地方公務員共済組合の組合員	・・・	第3号厚生年金被保険者
私立学校教職員共済制度の加入者	・・・	第4号厚生年金被保険者

(2) 厚生(共済)年金の種類

- ① **老齢厚生年金** 退職共済年金(経過職域加算額)を含む
- ② **障害厚生年金**
- ③ **遺族厚生年金** 遺族共済年金(経過職域加算額)を含む

(3) **老齢厚生年金** 受給要件 (次の要件をすべて満たしているときに支給されます。)

- ・「被用者年金制度に加入した期間」があること。
- ・「受給資格期間」が10年以上あること。
- ・65歳以上であること。

※「被用者年金制度に加入した期間」とは、公務員としての期間の他、厚生年金保険、私立学校教職員共済制度の加入期間などを含む。

※「受給資格期間」とは、被用者年金制度に加入した期間に、国民年金保険料を納めた期間(国民年金第3号被保険者であった期間、国民年金保険料の納付を免除された期間等を含みます。)を合わせた期間。

(4) 支給開始年齢

平成6年制度改正で「特別支給の老齢厚生年金(退職共済年金)」については、平成13年度から平成25年度にかけて「定額部分」の支給開始年齢が段階的に65歳へ引き上げられ、平成12年制度改正で、平成25年度から令和7年度にかけて、「給料等比例部分」の受給権発生が段階的に65歳へと引き上げられることとされています。その経過措置は、次ページ図の生年月日に応じて定められています。

なお、昭和36年4月2日以降生まれの者は特別支給の老齢厚生年金(退職共済年金)はなく、65歳からの老齢厚生年金(退職共済年金)のみとなります。

参考 特別支給の老齢厚生年金の受給要件

- ・「被用者年金制度に加入した期間」が1年以上あること。
- ・「受給資格期間」が10年以上あること。
- ・次ページ図の支給開始年齢以上65歳未満であること。

〔老齢厚生（退職共済）年金の支給開始年齢の段階的引き上げ〕

昭和24年4月2日～ 昭和25年10月1日 生まれの人	60歳 ●厚生年金・職域年金相当部分（給料等比例部分）	65歳 ◆退職共済年金 老齡基礎年金	一元化 後決定
昭和25年10月2日～ 昭和28年4月1日 生まれの人	60歳 ●厚生年金・職域年金相当部分（給料等比例部分）	65歳 ◆老齡厚生年金 ●経過的職域加算額 老齡基礎年金	
昭和28年4月2日～ 昭和29年10月1日 生まれの人	61歳 ★退職共済年金（特別支給） ●厚生年金・職域年金相当部分（給料等比例部分）	65歳 ◆老齡厚生年金 ●経過的職域加算額 老齡基礎年金	一元化 後決定
昭和29年10月2日～ 昭和30年4月1日 生まれの人	61歳 ☆老齡厚生年金（特別支給） ●老齡厚生年金(特) ○経過的職域加算額	65歳 ◆老齡厚生年金 ●経過的職域加算額 老齡基礎年金	
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日 生まれの人	62歳 ●老齡厚生年金(特) ○経過的職域加算額	65歳 ◆老齡厚生年金 ●経過的職域加算額 老齡基礎年金	
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日 生まれの人	63歳 ●老厚年(特) ○経過的職域加算額	65歳 ◆老齡厚生年金 ●経過的職域加算額 老齡基礎年金	
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日 生まれの人	64歳 ●老厚年(特) ○経過的職域加算額	65歳 ◆老齡厚生年金 ●経過的職域加算額 老齡基礎年金	
昭和36年4月2日 以降生まれの人		65歳 ◆老齡厚生年金 ●経過的職域加算額 老齡基礎年金	

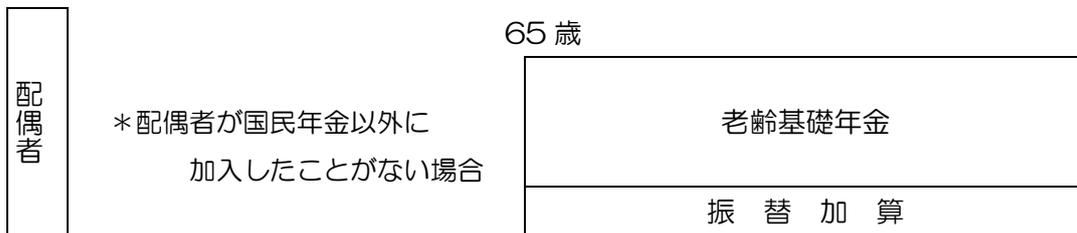
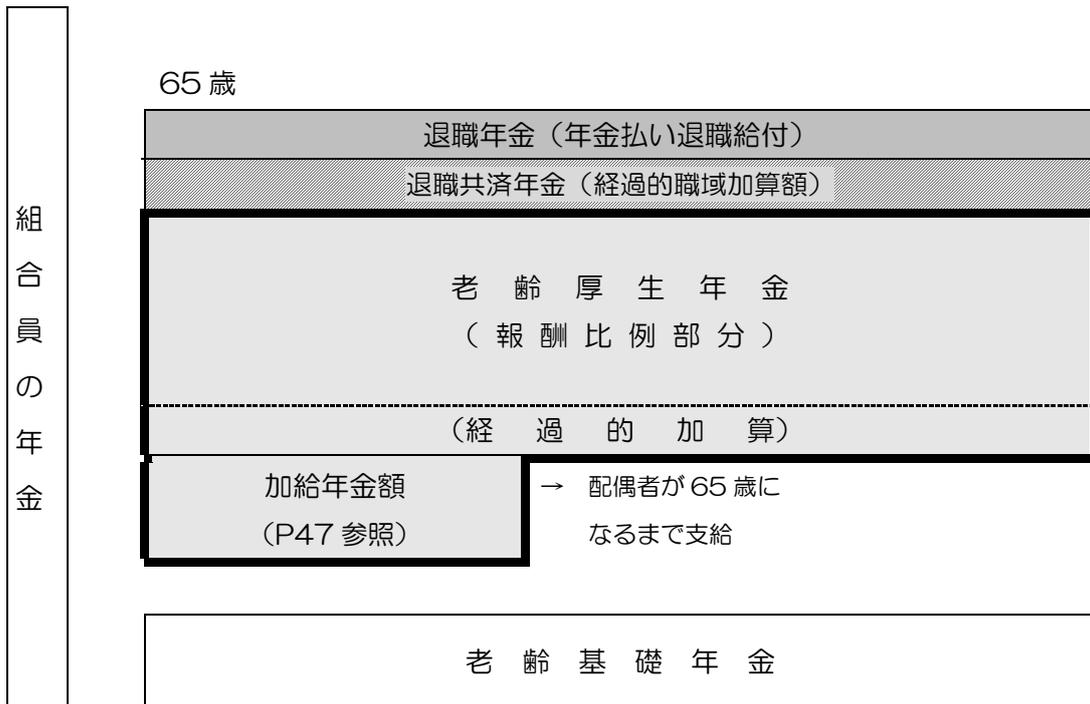


※ 女性の場合、年金記録に共済組合期間（公務員期間）と厚生年金期間（民間企業期間）が含まれている場合は、それぞれの特別支給の老齡厚生年金の支給開始年齢に違いがあります。

6

老齢厚生年金の基本的構図

(生年月日が昭和36年4月2日以降生まれ者)



※ 網掛部分は共済組合から、「老齢基礎年金・振替加算」は日本年金機構から支給される。

※ 振替加算は、組合員が加給年金額(配偶者の分)を受給していた場合に支給される。

ただし、配偶者の加入期間等が20年以上の老齢厚生年金、退職共済年金などの受給権者でないこと。

振替加算額=223,800円(令和4年度)×配偶者の生年月日に応じた率

配偶者の生年月日	率	配偶者の生年月日	率
昭 19.4.2~昭 20.4.1	0.520	昭 28.4.2~昭 29.4.1	0.280
昭 20.4.2~昭 21.4.1	0.493	昭 29.4.2~昭 30.4.1	0.253
昭 21.4.2~昭 22.4.1	0.467	昭 30.4.2~昭 31.4.1	0.227
昭 22.4.2~昭 23.4.1	0.440	昭 31.4.2~昭 32.4.1	0.200
昭 23.4.2~昭 24.4.1	0.413	昭 32.4.2~昭 33.4.1	0.173
昭 24.4.2~昭 25.4.1	0.387	昭 33.4.2~昭 34.4.1	0.147
昭 25.4.2~昭 26.4.1	0.360	昭 34.4.2~昭 35.4.1	0.120
昭 26.4.2~昭 27.4.1	0.333	昭 35.4.2~昭 36.4.1	0.093
昭 27.4.2~昭 28.4.1	0.307	昭 36.4.2~昭 41.4.1	0.067

7

年金額の基本算式

年金額は、平成 15 年 3 月 31 日までは組合員として在職した期間とその間の『平均給料月額』を基礎として計算していましたが、平成 15 年 4 月 1 日から総報酬制が導入され、平成 15 年 3 月 31 日までの『平均給料月額』と、平成 15 年 4 月 1 日以降から平成 27 年 9 月 30 日までの組合員期間と給料及び期末手当等を含めたその間の『平均給与月額』と平成 27 年 10 月以降の被保険者期間と標準報酬月額と標準期末手当等を含めた『平均標準報酬額』を基礎として計算します。

退職共済年金（経過的職域加算額）＝

①平成 15 年 3 月 31 日までの組合員期間(A)の**平均給料月額**
× 生年月日に応じた給付乗率 × Aの月数

+

②平成 15 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの組合員期間(B)の
平均給与月額×生年月日に応じた給付乗率 × Bの月数

+

老齢厚生年金（報酬比例部分）＝

①平成 15 年 3 月 31 日までの組合員期間(A)の**平均給料月額**
× 生年月日に応じた給付乗率 × Aの月数

+

②平成 15 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの組合員期間(B)の
平均給与月額×生年月日に応じた給付乗率 × Bの月数

+

③平成 27 年 10 月 1 日以降の被保険者期間 (C)の**平均標準報酬額**
× 生年月日に応じた給付乗率 × Cの月数

- 生年月日に応じた給付乗率(昭和 21 年 4 月 2 日以降生まれ・経過措置の率)

期 間	老齢厚生 年金部分	経過的職域加算額	
		20 年以上	20 年未満
平成 15 年 3 月 31 日以前の期間	7.50/1000	1.50/1000	0.75/1000
平成 15 年 4 月 1 日以降の期間	5.769/1000	1.154/1000	0.577/1000

《参考》ねんきん定期便

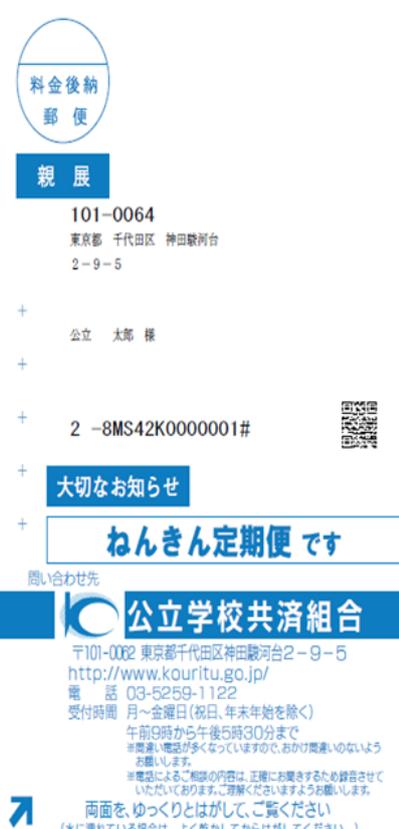
「ねんきん定期便」は、国民年金および厚生年金保険の加入者に、年金加入記録を確認いただくとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や老齢年金の見込額などに関する情報をお送りするものです。

被用者年金制度の一元化に伴い、「ねんきん定期便」として、毎年1回、誕生月に組合員の方へお送りしています。(年金待機者の方へは原則として日本年金機構または日本私立学校振興・共済事業団から送られます。)

※ 実施機関間の情報交換等の状況により、誕生月に発送できず、情報が整備された月以降に発送する場合がありますのでご了承ください。

●「ねんきん定期便」の表示内容

(見本) 節目年齢以外の方(はがき) 50歳以上の場合



料金後納郵便
親展
101-0064
東京都千代田区神田駿河台
2-9-5
公立 太郎 様
2-8MS42K000001#
大切なお知らせ
ねんきん定期便です
問い合わせ先
公立学校共済組合
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5
http://www.kouritu.go.jp/
電話 03-5259-1122
受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時から午後5時30分まで
※開業・廃業が多くなっていますので、おかげ間違いのないようお願いします。
※電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただきます。ご理解ください。よろしくお願いいたします。
両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。)

基礎年金番号		私学共済の加入者番号		※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。		
1234567890						

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金 (a)				船員保険 (c)	年金加入期間合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納月数を除く)					
93月	55月	148月		0月			

厚生年金保険 (b)				厚生年金保険計	396月	0月	396月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)					
181月	67月	0月		248月			

①「第1号被保険者(未納月数を除く)」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以前の国民年金保険料の納付期間の月数も合わせて表示しています。
②(d)欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)」および「特定期間」の合計月数を表示しています。
この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

2. 老齢年金の種類と見込額 (1年間の受取見込額)

受給開始年齢	61歳～	64歳～	65歳～	
(1) 国民年金	老齢基礎年金 686,758円			
(2) 厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	
	特別給付額	390,744円	390,744円	390,744円
	(報酬比例部分)	円	円	円
	(定額部分)	円	円	264円
一般厚生年金期間	円	円	円	
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	円	299,193円	299,193円	
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	円	15,417円	15,417円	
(1)と(2)の合計	390,744円	705,354円	1,392,513円	

①老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定し、60歳を越えて加入している場合は加入実況に応じて計算しています。なお、加入条件や経済動向により見込額は変化します。
②特別給付額は120月に達していない場合や特定期間を有している場合、仮に老齢年金を決定している場合などは、老齢年金の見込額が表示されません。一般厚生年金期間はお近くの年金事務所へ、公務員厚生年金期間はお近くの年金事務所へ、私学共済厚生年金期間はお近くの年金事務所へお問い合わせください。
③国家公務員と地方公務員の双方にお勤めであった方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。
④平成27年9月までの加入実況に基いた改正前の国家公務員共済組合法及び地方公務員共済組合法による経済的福祉加算額(共済年金) ※を合わせて表示しています。
⑤被用者年金一元化前(平成27年9月以前)の退職共済年金(報酬比例部分)の金額は、老齢厚生年金の給付率と同等で計算した金額に、別に定められた給付率を用いて計算した金額を加算したものとされています。この加算額を「職域加算部分」といいます。被用者年金一元化により年金の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金一元化後の期間(平成27年10月以降)については「職域加算部分」が廃止されたため、被用者年金一元化後の期間(平成27年10月以降)については「経済的福祉加算額(共済年金)」として別表「経済的福祉加算額(共済年金)」として別表から加算されます。
⑥上記のほか、この「ねんきん定期便」の表示内容については、当共済組合のホームページをご覧ください。

「ねんきん定期便」については、公立学校共済組合本部へお問い合わせください。

〈Tel 03-5259-1122 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時から午後5時30分まで〉

8

加給年金額

(1) 受給要件

老齢厚生（退職共済）年金、障害厚生（障害共済）年金（障害等級が1級又は2級の場合）の被保険者が受給権を取得した当時、被保険者期間が20年以上（※）あり、その者に生計を維持されている次の要件を満たす者がある場合に、加給年金額が加算されます。

年収が850万円未満又は所得金額が655万5千円未満であること （受給権を取得したときには850万円以上であっても、その後5年以内に 定年退職により850万円未満になることが確実であるとき（定年条例等が必要））	
配偶者	65歳未満の配偶者
子	18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある子
	20歳未満で障害等級の1級又は2級に該当する子 《障害等級については、実施機関（共済組合）が認定する。》

- （※）・2以上の種別の被保険者期間がある場合は合算して加給年金額の加算要件とする。
・障害厚生（共済）年金は除く。

(2) 加給年金額【令和4年度】

① 配偶者 223,800円

・配偶者に係る加給年金額の特例（*障害厚生（障害共済）年金には適用しない。）

年金受給者の生年月日	特例加算額	加給年金額
昭和18年4月2日以降	165,100円	388,900円

② 子 223,800円（3人目からは1人につき74,600円）

（*障害を事由とする場合、子に係る加給年金額は障害基礎年金に加算される。）

(3) 加給年金額の支給停止

加給年金額加算対象配偶者が老齢厚生年金、退職共済年金、障害厚生年金などの受給権があるとき（老齢厚生年金、退職共済年金は、加入期間が20年以上の場合）は、支給の有無にかかわらず加給年金額の支給が停止されます。

(4) 加給年金額の消滅

- ① 配偶者が65歳に達したとき
- ② 子が18歳に達した日の属する年度末に達したとき
（その子が障害等級の1級または2級に該当するときは、20歳に達したとき）
- ③ 配偶者又は子が受給権者によって生計を維持されなくなったとき
- ④ 配偶者又は子が死亡したとき
- ⑤ 配偶者と離婚したとき など

（*③～⑤に該当した場合は当共済組合本部へ速やかに連絡・手続きをすること。①②の場合は不要。）

(5) 加給年金額対象者の調査（初回）

老齢厚生年金請求時に、配偶者等に関する調査も同時に行われます。

9

障害厚生（共済）年金

障害厚生（共済）年金とは、被保険者（一般組合員）である期間中に初診日がある傷病により、一定の障害状態となったことが認められる場合に支給される年金です。

障害厚生（共済）年金は、在職中でも申請することができます。

※平成27年10月1日以降に受給権が発生するものは障害厚生年金となります。

(1) 受給要件

受給要件1または受給要件2のいずれかを満たしていることが必要です。

＜受給要件1＞ **障害認定日請求**（障害認定日時点で受給権発生）

以下のすべてを満たしていること

- 初診日において被保険者（一般組合員）であること
- 障害認定日（※1）において障害等級の1級から3級のいずれかに該当する程度の障害状態にあること
- 初診日が属する月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について保険料納付又は免除されていること。又は、初診日の前日において65歳未満で、初診日の前々月までの1年間に未納期間がないこと（※2）

（※1） 初診日から1年6月を経過した日。ただし、初診日から1年6月を経過する前に、症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったとき、又は下記の状態に該当したときは当該状態に至った日が障害認定日となる。

	傷病の状態	障害認定日
1	上肢または下肢の切断又は離断	切断又は離断した日
2	人工骨頭又は人工関節の挿入あるいは置換	挿入あるいは置換した日
3	心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁の装着	装着した日
4	人工透析療法の施行	透析開始から3か月を経過した日
5	人工肛門の造設あるいは尿路変更術の施行	造設あるいは施行から6か月を経過した日
	新膀胱の造設	造設した日
6	喉頭の全摘出	全摘出した日
7	在宅酸素療法の施行	在宅酸素療法を開始した日
8	脳血管疾患による機能障害 （医学的に機能回復が望めない場合等）	初診日から6か月を経過した日
9	心臓の移植、人工心臓又は補助人工心臓の装着	移植又は装着した日
10	心臓再同期医療機器（CRT）又は除細動器機能付き	装着した日
	心臓再同期医療機器（CRT-D）の装着	
11	人工血管（ステントグラフトを含む）の挿入置換 （胸部大動脈解離、胸部大動脈瘤によるもの）	挿入置換した日
12	遷延性植物状態	状態に至った日から3か月を経過した日以降

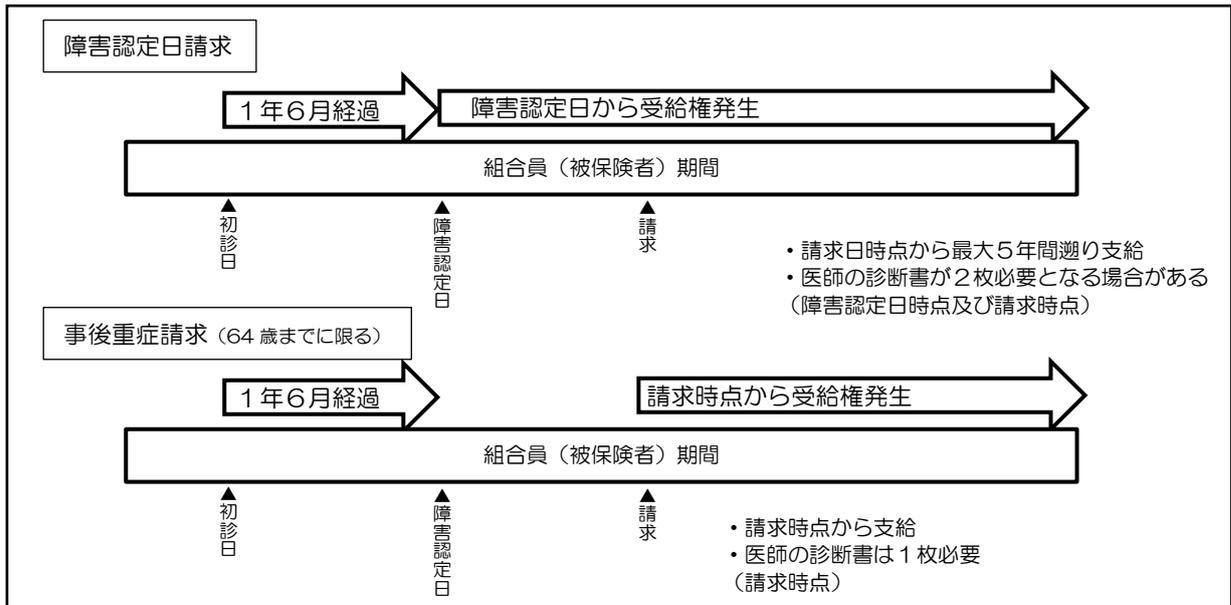
（※2） 当該要件は障害厚生年金のみ

＜受給要件2＞ **事後重症請求**（請求のあった時点で受給権発生）

以下のすべてを満たしていること

- 初診日において被保険者（一般組合員）であること
- 障害認定日において障害等級の1級から3級のいずれかに該当する程度の障害状態になかったこと
- 障害認定日後、65歳に達する日の前日までに、その傷病により障害等級の1級から3級のいずれかに該当する程度の障害状態となり、かつ請求があったこと
- 初診日が属する月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について保険料納付又は免除されていること。又は、初診日の前々月までの1年間に未納期間がないこと(※3)

(※3) 当該要件は障害厚生年金のみ



(2) 年金額の基本算式

障害共済年金（経過的職域加算額）＝

①平成15年3月31日までの組合員期間(A)の**平均給料月額**
 $\times 1.425/1000 \times 100/100$ (注1) \times Aの月数(注2)

+

②平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間(B)の**平均給与月額**
 $\times 1.096/1000 \times 100/100$ (注1) \times Bの月数(注2)

+

障害厚生年金（報酬比例部分）＝

①平成15年3月31日までの組合員期間(A)の**平均給料月額**
 $\times 7.125/1000 \times 100/100$ (注1) \times Aの月数(注2)

+

②平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間(B)の**平均給与月額**
 $\times 5.481/1000 \times 100/100$ (注1) \times Bの月数(注2)

+

③平成27年10月1日以降の被保険者期間(C)の**平均標準報酬額**
 $\times 5.481/1000 \times 100/100$ (注1) \times Cの月数(注2)

+

加給年金額（P47参照）

(注1) 2級又は3級のとき。(1級は125/100)

(注2) 組合員期間の月数(A+B)と被保険者期間(C)が300月(25年)未満のときは、300月とみなして計算する。

<注意！>

- ・障害認定日が属する月後の組合員期間は額の算定の基礎となる組合員期間としない。
- ・経過的職域加算額は、初診日が平成27年10月1日以降の場合は支給されない。

(3) 手続き

① 請求先

初診日において加入していた実施機関に対し請求します。

※ワンストップサービス(P63)対象外

② 手続き書類

申請には医師の診断書をはじめ、各種書類が必要です。必要となる書類は状況により異なりますので、支部事務局年金グループ(P65)までお問い合わせください。

(4) その他

- ・平成27年10月以降は、障害厚生年金及び障害共済年金は、在職中でも一部又は全部が支給されます。ただし、経過的職域加算額は組合員である間支給停止となります。
- ・障害等級が1級又は2級のとき、保険料納入要件を満たしている場合、障害基礎年金が併給されます。(P41参照)
- ・障害厚生年金又は障害共済年金を受給している者が傷病手当金を受給することとなった場合、併給調整されます。
- ・認定事例の多い傷病例としては以下のとおりです。(あくまで例であり、これ以外の傷病でも一定の障害状態にあることが認められる場合は受給することができます)

- ・股関節症・リウマチ(等による人工関節装着)
- ・心不全(等によるペースメーカー、ICD、人工弁装着)
- ・精神疾患(うつ病、統合失調症等)
- ・腎不全(等による人工透析療法施行)
- ・事故や脳血管疾患(等による高次機能障害、肢体麻痺、肢体欠損)
- ・視覚・聴覚障害
- ・直腸癌(等による人工肛門装着)、その他悪性新生物(癌)

(1) 受給要件

厚生年金の被保険者又は被保険者であった者が、次の①から④までのいずれかの要件に該当するときに、その遺族に支給されます。

- ① 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき
- ② 厚生年金保険の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ③ 1級・2級の障害厚生(共済)年金を受け取っている者が、死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金の受給資格期間(保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間)が25年以上ある者が死亡したとき

※ ①・②については、国民年金の保険料納付要件(3分の2又は直近1年納付)が必要

「遺族」とは
被保険者または被保険者であった者の死亡当時、その者によって生計を維持していた者

- ・ 「生計を維持していた者」とは、将来にわたって850万円(所得が655万5千円)以上の収入を得る見込みのない者。

「遺族の順位」は

第1：配偶者と子 第2：父母 第3：孫 第4：祖父母

- ・ 「子及び孫」とは、次のいずれかに該当し、婚姻していない者
 - ① 18歳に達する日の属する年度末までの間にある者
 - ② 1級又は2級の障害の状態にある20歳未満の者
- ・ 「夫・父母・祖父母」とは、55歳以上の者で、60歳から支給開始(夫が遺族基礎年金受給の場合は除く)。

(2) 年金額の基本算式

- ① (1)受給要件の①、②又は③に該当するとき

遺族共済年金(経過的職域加算額) =

$$\text{①平成15年3月31日までの組合員期間(A)の平均給料月額} \\ \times 1.425/1000 \times \text{Aの月数(注)} \times 3/4$$

+

$$\text{②平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間(B)の} \\ \text{平均給与月額} \times 1.096/1000 \times \text{Bの月数(注)} \times 3/4$$

+

遺族厚生年金(報酬比例部分) =

$$\text{①平成15年3月31日までの組合員期間(A)の平均給料月額} \\ \times 7.125/1000 \times \text{Aの月数(注)} \times 3/4$$

+

$$\text{②平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間(B)} \\ \text{の平均給与月額} \times 5.481/1000 \times \text{Bの月数(注)} \times 3/4$$

+

$$\text{③平成27年10月1日以降の被保険者期間(C)の平均標準報酬額} \\ \times 5.481/1000 \times \text{Cの月数(注)} \times 3/4$$

(注) 組合員期間の月数(A+B)と被保険者期間(C)が300月(25年)未満のときは、300月とみなして計算する。

② (1)受給要件の④に該当するとき

遺族共済年金（経過的職域加算額）＝

①平成 15 年 3 月 31 日までの組合員期間(A)の**平均給料月額**
 \times 死亡した者の生年月日に応じた給付乗率 \times Aの月数 \times 3/4

+

②平成 15 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの組合員期間(B)の**平均給与月額** \times 死亡した者の生年月日に応じた給付乗率 \times Bの月数 \times 3/4

+

遺族厚生年金（報酬比例部分）＝

①平成 15 年 3 月 31 日までの組合員期間(A)の**平均給料月額**
 \times 死亡した者の生年月日に応じた給付乗率 \times Aの月数 \times 3/4

+

②平成 15 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの組合員期間(B)の**平均給与月額** \times 死亡した者の生年月日に応じた給付乗率 \times Bの月数 \times 3/4

+

③平成 27 年 10 月 1 日以降の被保険者期間(C)の**平均標準報酬額**
 \times 死亡した者の生年月日に応じた給付乗率 \times Cの月数 \times 3/4

③ 受給権者が 18 歳未満の子のいない妻の場合の加算額【令和 4 年度】

ア 40 歳以上 65 歳未満の妻の場合（中高齢寡婦加算）

65 歳に達するまで、上記の基本算式①又は②により算定した額に 583,400 円を加算する。(受給要件④に該当する場合は、算定の基礎となる被保険者期間が 20 年以上である者に限る。)

イ 65 歳以上の妻の場合（経過的中高齢寡婦加算）

中高齢寡婦加算の額は、受給権者である妻が 65 歳に達すると加算されなくなりますが、昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの受給権者である妻が、65 歳に達した時、次の算式により経過的中高齢寡婦加算の額が加算されることとされています。

中高齢寡婦加算の額	－	〔老齢基礎年金の定額 \times 妻の生年月日に応じた乗率〕
(583,400 円)		(777,800 円) (*表参照)

*経過的中高齢寡婦加算の額を算定するための「妻の生年月日に応じた乗率」

生年月日	乗率	生年月日	乗率	生年月日	乗率
昭 19.4.2~20.4.1	216/480	昭 23.4.2~24.4.1	264/480	昭 27.4.2~28.4.1	312/480
昭 20.4.2~21.4.1	228/480	昭 24.4.2~25.4.1	276/480	昭 28.4.2~29.4.1	324/480
昭 21.4.2~22.4.1	240/480	昭 25.4.2~26.4.1	288/480	昭 29.4.2~30.4.1	336/480
昭 22.4.2~23.4.1	252/480	昭 26.4.2~27.4.1	300/480	昭 30.4.2~31.4.1	348/480

(3) その他

- ① 遺族が子のある配偶者又は子の場合は、遺族基礎年金が併給される。(P41 参照)
- ② 30 歳未満の子のない妻は、5 年間のみ支給となる。
- ③ 配偶者などの先順位者が失権した場合、次順位者への支給はない。

共済年金の3階部分(職域相当部分)を廃止し創設された年金給付

平成27年10月以降、共済年金は厚生年金に統一されたことから、厚生年金にない公務員独自の給付である3階部分の「職域年金相当部分」は廃止され、新たな3階部分として『退職等年金給付(年金払い退職給付)』が創設されました。

平成27年9月までの組合員期間については、経過措置としてこれまでの「職域年金相当部分」を支給し、平成27年10月以降の期間については「退職等年金給付」が支給されます。

「職域年金相当部分」の経過措置⇒「経過的職域加算額」



(1) 『退職等年金給付』(年金払い退職給付)の種類

① 退職年金

- 1年以上引き続き組合員期間を有する者が退職後、65歳に達したとき(組合員である場合を除く)。又は、65歳に達した日以後に退職したときに支給。
- 支給開始は原則65歳から。60歳からの繰上げ(減額措置あり)、66歳以降への繰下げ受給も可能。
- 一元化前の「職域年金相当部分」の支給方法(すべて終身年金)とは異なり、半分は有期退職年金、半分は終身退職年金として支給。
- 有期退職年金は、20年間の支給を基本としているが、10年間又は一時金として一括受給も可能。

年金払い退職給付

●有期退職年金 1/2

●終身退職年金 1/2

①受給方法の選択

- ・20年間または10年間で受給する
- ・一時金で受給する

②本人死亡の場合、残額は遺族へ支給する

本人死亡の場合は消滅

- 年金受給者本人が死亡した場合、有期退職年金の残余年数があるときは、その遺族に一時金で支給。終身退職年金については、死亡の時点で受給権が消滅。
- 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。

② 公務障害年金

- 公務による傷病により障害の状態になった者に、障害の状態である間支給。
- 支給水準は従来と同様。

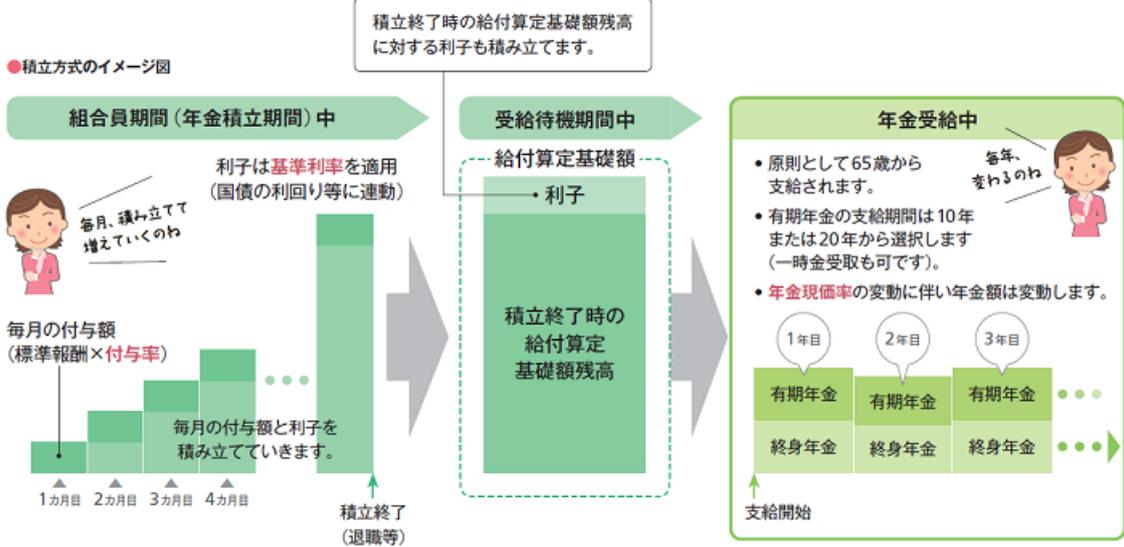
③ 公務遺族年金

- 公務による傷病により亡くなられた場合で、遺族の方がいるときに支給。
- 支給水準は従来と同様。

※②③通勤災害による場合は、対象になりません。

(2) 保険料の積立と給付のしくみ

年金払い退職給付は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料(掛金)で積み立てる「積立方式」による給付です。



《参 考》 年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

退職等年金給付(年金払い退職給付)制度の創設に伴い、「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」が毎年7月頃本部から送られています。令和4年度は、組合員及び平成27年10月以降の組合員期間がある年金待機者(令和3年度に退職した方及び節目年齢(35歳、45歳、59歳、63歳)になられた方)を対象に「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」が圧着ハガキで送付されています。年金払い退職給付は、個人毎に給与や賞与から控除される掛金と事業主負担金を利息とともに毎月積み立てています。その積立状況がこの通知書で確認できます。

付与額
毎月の給与や賞与から控除される掛金と事業主負担金の合計額です。
現在の保険料率 1.5% = 組合員掛金率 0.75% + 事業主負担金率 0.75%

給付算定基礎額等合計
この残高が、将来受給する年金の原資となります。

●●● 実際に給付額を計算してみましょう! ●●●
給付算定基礎額 700,000 円の方が、有期退職年金 20 年を選択した場合(受給開始年齢 65 歳)

- ① 給付算定基礎額 × 1/2^(注1) ÷ 有期年金現価率^{(注2)(注3)}
= 有期退職年金
700,000 円 × 1/2 ÷ 20.000000 = 17,500 円(100 円未満四捨五入)
 - ② 給付算定基礎額 × 1/2^(注1) ÷ 終身年金現価率^(注3)
= 終身退職年金
700,000 円 × 1/2 ÷ 22.972879 = 15,200 円(100 円未満四捨五入)
- ⇒ 年金額 ①+② = 32,700 円(年額)

(注1) 組合員期間が10年未満の場合は、1/4になります。
(注2) 20年の場合=20.000000、10年の場合=10.000000
(注3) 毎年10月に改定されます。

(入金) 年月	①標準報酬月額	②付与額	③利息	④給付算定基礎額残高
前年度末				729348
4月	260000	3900	0	733248
5月	260000	3900	0	737148
6月	582000	8730	0	745878
7月	260000	3900	0	749778
8月	260000	3900	0	753678
9月	300000	4500	0	758178
10月	300000	4500	0	762678
11月	300000	4500	0	767178
12月	606000	9090	0	776268
1月	300000	4500	0	780768
2月	300000	4500	0	785268
3月	300000	4500	0	789768
※「標準報酬月額」欄には「前年度末」の未手当等の額を含みます。				
区 分	給付算定基礎額残高	標準報酬月額	前年度末	前年度末
前年度末	729348			
付与額累計	60420			
利息累計	0			
今回通知	789768			
④給付算定基礎額合計	789768			
給付算定基礎額	700000	加入期間	6年6月	
⑤付与率	令和3年4月～令和4年3月	1.500%		
	年月～年月	%		
⑥標準利率(年率)	令和3年4月～令和3年9月	0.000%		
	令和3年10月～令和4年3月	0.000%		

繰上げ支給制度とは？

本来の支給開始年齢よりも早く希望することにより年金を受給することができる制度です。
(昭和37年4月1日以前に生まれた方についても、繰上げ制度が設けられています。)

老齢厚生年金

① 受給要件

- ア 被用者年金制度に加入した期間があること。
- イ 受給資格期間が10年以上あること。
- ウ 60歳以上であること。
- エ 国民年金の任意加入被保険者でないこと。

② 繰上げ減算額

支給開始年齢に達する日の属する月から、1か月繰上げごとに年金額が0.4%（※）減額される。（※昭和37年4月1日以前生まれの場合は0.5%）

老齢基礎年金

① 受給要件

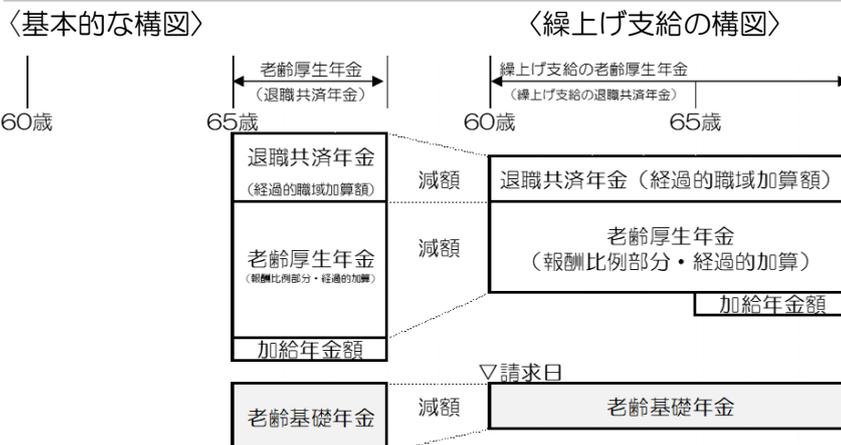
- ア 60歳以上65歳未満であること。
- イ 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上であること。
- ウ 国民年金の任意加入被保険者でないこと。

② 老齢基礎年金の減算額

65歳に達する日の属する月から、1か月繰上げごとに年金額が0.4%（※）減額される。（※昭和37年4月1日以前生まれの場合は0.5%）

参考

繰上げ支給の仕組みと算式



$$\text{老齢厚生年金繰上げ金額} = \text{①} + \text{②} + \text{③}$$

① 65歳から支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）×（1-0.4/100×請求日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数）

② 65歳から支給の退職共済年金（経過的職域加算額）×（1-0.4/100×請求日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数）

③ 65歳から支給の老齢厚生年金（経過的加算）×（1-0.4/100×請求日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数）

$$\text{老齢基礎年金繰上げ金額} = \text{65歳から支給の老齢基礎年金} \times (1 - 0.4/100 \times \text{請求日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数})$$

繰上げ請求の注意点 ※ 繰上げ請求を希望される方は事前に連絡してください。

- ① 繰上げ請求した老齢厚生年金・老齢基礎年金の額は、生涯にわたり減額されます。(減額された年金額は本来の受給年齢になっても引上げることはできません。)
- ② 繰上げ請求後に取消し・変更はできません。
- ③ 繰上げ請求後に障害等級が1級又は2級に該当した場合、障害基礎年金は請求できません。
- ④ 繰上げ請求を行う場合は、老齢基礎年金とその他の実施機関に係る老齢厚生年金もすべて同時に繰上げ請求する必要があります。
- ⑤ 経過的加算も繰上げの対象となります。
- ⑥ 繰上げ請求書を提出した翌月から支給されます。(年金払い退職給付は除く。)
- ⑦ 厚生年金被保険者である間(在職中)は、老齢厚生年金の一部又は全部が支給停止されます。(P59参照)

参考

老齢厚生年金及び老齢基礎年金を繰上げ請求した場合の計算例

○ 生年月日 昭和37年7月22日

○ 組合員略歴

昭和60.4.1	組合員期間 = 38年(456月)	令5.3.31定年退職
	国民年金加入期間 = 37年3月(447月)	
就職		令4.7.21

○ 支給開始年齢が65歳(令和9年8月)の者が、62歳(令和6年8月)から繰上げ請求した場合の比較
 [繰上げ月数・・・老齢基礎年金=36月]

区 分	通常の年金額(仮定)	繰上げの年金額	繰上げ年金額の計算
老齢厚生年金	① 1,507,084円	㊦ 1,290,064円	① × (1 - 0.4/100 × 36月)
退職共済年金(経過的職域加算額)	② 258,295円	㊧ 221,101円	② × (1 - 0.4/100 × 36月)
老齢厚生年金等(①+②)	③ 1,765,379円	㊨ 1,511,165円	㊦ + ㊧
老齢基礎年金	④ 724,326円	㊩ 620,023円	④ × (1 - 0.4/100 × 36月)

- (1) 通常の場合の年金額
 ・ 65歳～(令和9年8月分～) 2,489,705円(③+④)
- (2) 繰上げ請求した場合の年金額
 ・ 62歳～(令和6年8月分～) 2,131,188円(㊨+㊩)
- (3) 比較表

通常の場合		年齢	繰上げ請求した場合	
年 額	累計額		年 額	累計額
—円	—円	62歳	2,131,188円	2,131,188円
—円	—円	63歳	2,131,188円	4,262,376円
—円	—円	64歳	2,131,188円	6,393,564円
2,489,705円	2,489,705円	65歳	2,131,188円	8,524,752円
2,489,705円	4,979,410円	66歳	2,131,188円	10,655,940円
2,489,705円	7,469,115円	67歳	2,131,188円	12,787,128円
2,489,705円	9,958,820円	68歳	2,131,188円	14,918,316円
2,489,705円	12,448,525円	69歳	2,131,188円	17,049,504円
2,489,705円	14,938,230円	70歳	2,131,188円	19,180,692円
2,489,705円	17,427,935円	71歳	2,131,188円	21,311,880円
2,489,705円	19,917,640円	72歳	2,131,188円	23,443,068円
2,489,705円	22,407,345円	73歳	2,131,188円	25,574,256円
2,489,705円	24,897,050円	74歳	2,131,188円	27,705,444円
2,489,705円	27,386,755円	75歳	2,131,188円	29,836,632円
2,489,705円	29,876,460円	76歳	2,131,188円	31,967,820円
2,489,705円	32,366,165円	77歳	2,131,188円	34,099,008円
2,489,705円	34,855,870円	78歳	2,131,188円	36,230,196円
2,489,705円	37,345,575円	79歳	2,131,188円	38,361,384円
2,489,705円	39,835,280円	80歳	2,131,188円	40,492,572円
2,489,705円	42,324,985円	81歳	2,131,188円	42,623,760円
2,489,705円	44,814,690円	82歳	2,131,188円	44,754,948円
2,489,705円	47,304,395円	83歳	2,131,188円	46,886,136円
2,489,705円	49,794,100円	84歳	2,131,188円	49,017,324円
2,489,705円	52,283,805円	85歳	2,131,188円	51,148,512円
2,489,705円	54,773,510円	86歳	2,131,188円	53,279,700円

13

老齢厚生年金の繰下げ請求

65歳以降の老齢厚生年金については、その受給権(65歳の誕生日の前日)発生後1年(66歳)を経過する前に老齢厚生年金の請求を行わなかった場合には、請求により老齢厚生年金を75歳到達まで(※)繰り下げて受給することができます。

この場合における老齢厚生年金の額は、政令で定める額(繰下げ月数1月当たり0.7%)が加算されます。(※昭和27年4月2日以降生まれの場合)

繰下げ支給開始月等の取扱い

- ① 老齢厚生年金の繰下げ支給開始月は、当該申出のあった月の翌月からとなる。
- ② 老齢厚生年金の支給の繰下げは特別支給の老齢厚生(退職共済)年金には適用しない。
- ③ 老齢厚生年金の受給権が発生したとき、又は受給権の発生から1年を経過するまでの期間において、退職・老齢を支給事由とする年金以外の年金受給者となったときは、繰下げ請求はできない。(障害基礎年金は除く。)
- ④ 老齢厚生年金の受給権が発生してから1年を経過した日後に退職・老齢を支給事由とする年金以外の受給者となり、その後繰下げを申し出た場合は、退職・老齢を支給事由とする年金以外の受給者となった日において申し出があったとみなされる。

14

年金の併給調整

《一人一年金が原則》

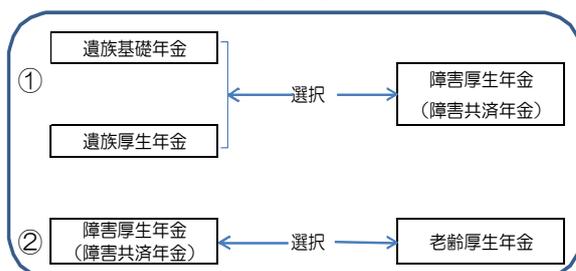
公的年金制度の年金は「一人一年金」による給付が行われています。2つ以上の給付事由の異なる年金の権利を受けた場合は、本人の選択によりいずれか1つの年金を受けることになります。その場合、他の年金は支給が停止されますが、将来に向かって選択することは可能です。(選択に当たっては、「年金受給選択申出書」の提出が必要です。)

- 【例】 ・すでに年金を受けている者が、新たな年金を受けられるようになった場合
 ・2つ以上の年金の権利があり、いずれかの年金額が変更となり受け取る年金を変更した方が有利になる場合 など

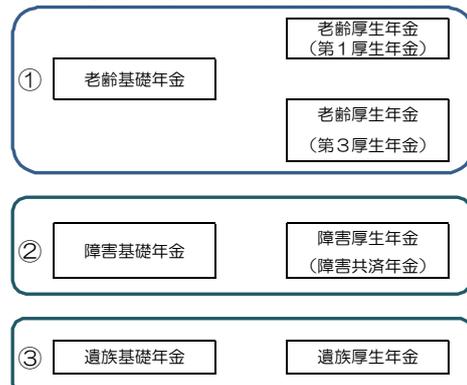
なお、例外として、同一給付事由により支給される年金については、一つとしてみなされ受給することができる年金もあります。

(主な事例参考)

2つ以上の異なる給付事由の年金(どちらか一つを選択)



給付事由が同じのため、支給される年金



被保険者または被保険者(組合員)であった者が平成19年4月1日以降に離婚、又は婚姻の取消し(以下「離婚等」という。)をした場合、その被保険者若しくは被保険者(組合員)であった者又はその配偶者であった者から請求があったときは、両者の婚姻期間中の給料(標準報酬月額)及び期末手当等(標準賞与額)(以下「標準報酬総額」という。)を分割することができます。

(1) 離婚時の年金分割制度(平成19年4月実施)

離婚等した場合において、按分割合について当事者の合意又は裁判所の決定があれば当事者の婚姻期間に係る標準報酬総額を分割(当事者双方の婚姻期間の合計額の2分の1を上限)することができます。

平成19年4月以降の離婚等を対象としますが、それ以前の婚姻期間についても分割の対象となります。

(2) 離婚時の第3号被保険者期間についての年金分割制度(平成20年4月実施)

離婚等した場合又は分割を適用することが必要な事情があると認められる場合には、国民年金の第3号被保険者期間(平成20年4月以降の期間)に係る標準報酬総額の2分の1を分割することができます。

(3) 年金分割のための情報提供

一方の当事者又は他方の当事者からの請求により、次の情報を提供しています。

- ① 当事者それぞれの対象期間標準報酬総額
- ② 按分割合の範囲
- ③ ①及び②の算定となる期間
- ④ 第1号改定者及び第2号改定者の氏名

(4) 年金分割請求(標準報酬改定請求)

原則として、離婚等が成立した日の翌日から起算して2年を経過した場合は、年金分割請求はできません。

(5) 情報提供請求書、標準報酬改定請求書の取得窓口(ワンストップサービス(P63)対象)
第1号～第4号厚生年金実施機関

(2つ以上の種別の期間がある場合、いずれか1つの実施機関にまとめて請求)



情報提供請求書及び標準報酬改定請求書が必要なときは、
支部事務局年金グループ(P65)まで連絡してください。

《請求書の提出先》

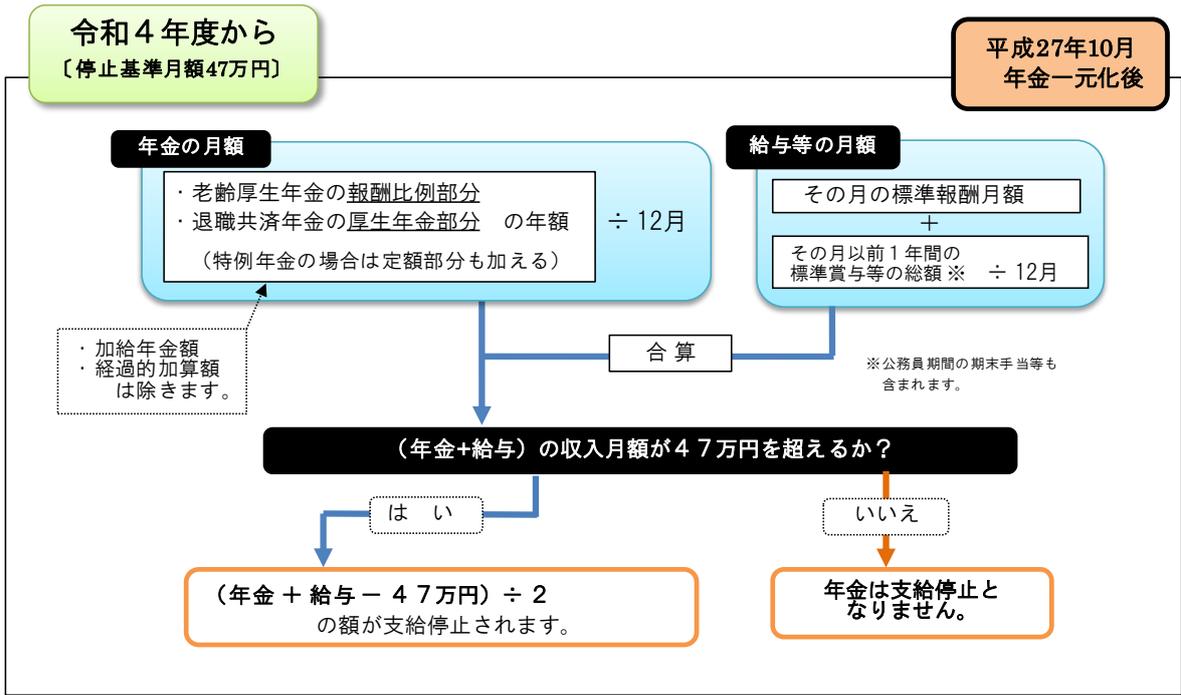
		他方の当事者(乙)		
		組合員	退職者	非組合員
一方の当事者(甲)	組合員	当事者のいずれかが所属する支部	甲が所属する支部	甲が所属する支部
	退職者	乙が所属する支部	本部	本部
	非組合員	乙が所属する支部	本部	本部 (他の実施機関へ電子回付)

16

厚生年金の被保険者である間の支給停止

厚生年金の被保険者である間、受給する年金は、全部又は一部が支給停止されます。
 複数の老齢厚生年金を受給している場合は、合算した年金額を基礎として支給停止総額を計算し、個々の老齢厚生年金の年金額に応じて按分した額を個々の老齢厚生年金に係る支給停止額とします。

老齢厚生年金(報酬比例部分)又は、退職共済年金(厚生年金部分)の支給停止額



報酬比例(厚生年金)部分の支給停止額早見表 (単位:万円)

給与等の月額	年金月額 (厚生年金部分)					
	10万円	11万円	12万円	13万円	14万円	15万円
14万円	0	0	0	0	0	0
16万円	0	0	0	0	0	0
18万円	0	0	0	0	0	0
20万円	0	0	0	0	0	0
22万円	0	0	0	0	0	0
24万円	0	0	0	0	0	0
26万円	0	0	0	0	0	0
28万円	0	0	0	0	0	0
30万円	0	0	0	0	0	0
32万円	0	0	0	0	0	0
34万円	0	0	0	0	0.5	1
36万円	0	0	0.5	1	1.5	2
38万円	0.5	1	1.5	2	2.5	3
40万円	1.5	2	2.5	3	3.5	4
42万円	2.5	3	3.5	4	4.5	5
44万円	3.5	4	4.5	5	5.5	6

[(年金+給与-47万円) ÷ 2]

改正前地共済法による職域部分(退職共済年金「職域年金相当額」又は「経過職域加算額」)の取扱いについて

- 第1号・第4号厚生年金被保険者として再就職した場合 ⇒ 支給
- 第2号・第3号厚生年金被保険者(共済組合員等)として再就職した場合 ⇒ 支給停止

老齢厚生(退職共済)年金等の公的年金は、所得税法上、雑所得として課税され、年金の支給の都度、所得税が源泉徴収されます。(障害年金及び遺族年金は非課税です。)

配偶者控除などの所得控除を受けるために、毎年「扶養親族等申告書」を提出することになります。(受給者本人の基礎的控除のみの場合は提出不要)

また、年末調整は行われませんので、本人が確定申告をする必要があります。

(1) 65歳未満で税法上の扶養親族が無い場合の徴収税額(月額)

〔年金月額－(年金月額×25/100＋65,000円)〕×5/100			
*基礎的控除		*税率	
(9万円未満の場合は9万円)		(平成19年1月から)	

(参考)

年金額		税額(円)		年金額		税額(円)	
年額	月額	月額	年額	年額	月額	月額	年額
108万円	9万円	0	0	204万円	17万円	3,125	37,500
120万円	10万円	500	6,000	228万円	19万円	3,875	46,500
132万円	11万円	875	10,500	252万円	21万円	4,625	55,500
156万円	13万円	1,625	19,500	276万円	23万円	5,375	64,500
180万円	15万円	2,375	28,500	300万円	25万円	6,125	73,500

(2) 65歳未満で税法上の控除対象配偶者が有る場合の徴収税額(月額)

〔年金月額－(年金月額×25/100＋65,000円＋32,500円)〕×5/100			
*基礎的控除		*配偶者控除	*税率
(9万円未満の場合は9万円)		(老人控除対象配偶者4万円)	

(参考)

年金額		税額(円)		年金額		税額(円)	
年額	月額	月額	年額	年額	月額	月額	年額
158万円	—	0	0	228万円	19万円	2,250	27,000
168万円	14万円	375	4,500	252万円	21万円	3,000	36,000
180万円	15万円	750	9,000	276万円	23万円	3,750	45,000
204万円	17万円	1,500	18,000	300万円	25万円	4,500	54,000

※ 平成25年1月から所得税額×2.1%が復興特別所得税として源泉徴収されています。

(3) 確定申告について

① 確定申告の時期

毎年2月16日から3月15日まで(土曜日、日曜日に注意)

② 確定申告の提出先

受給者の住所地又は居住地の税務署等

③ 確定申告に必要な書類

ア 確定申告書用紙(税務署で配布を受けてください。)

イ 前年分の公的年金等の源泉徴収票

(本部等から毎年12～1月に送付されます。)

ウ 給与所得の源泉徴収票、保険料の支払証明書、医療費の領収書等

【確定申告が不要となる者】

- 令和4年度中の公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の所得金額が20万円以下の者
- 遺族・障害年金は、非課税のため申告は不要

- ・公的年金収入とは・・・公的年金制度の課税年金や企業年金の収入
- ・所得金額とは・・・利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得（公的年金等に係る雑所得以外）の合計額

（年金は、給与所得のような年末調整は行われません。社会保険料、生命保険料等を支払った場合、確定申告により、所得税の還付が受けられる場合もあります。）

18

年金の支給日と受給後の手続き

(1) 年金の支給日

年金の支給は受給権発生日（支給開始年齢の誕生日の前日）の翌月分からです。偶数月の15日（土曜日に当たるときは14日、日曜日に当たるときは13日）になるにその支給期月の前月までの2か月分を支給します。

ご注意ください！

●初回の年金の振込について

初回の年金決定の審査は慎重に行われ、その後、順次決定処理を行うため、請求書を受け付けてから決定までの標準処理日数は約6か月要します。

振込日等については、年金が決定次第送られてくる年金支払通知書で確認してください。

- 年金支払通知書は、原則年2回（6月・12月）に送付されます。
- 年金の送金額等（金額・振込口座）が変更になった場合は、改めて年金支払通知書が送られます。

定期支給期月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支給月	12月分	2月分	4月分	6月分	8月分	10月分
（前2か月分）	1月分	3月分	5月分	7月分	9月分	11月分

(2) 受給後の手続き

重要！

主な手続き	手続方法	届出先
年金受取金融機関の変更	ホームページから「年金関係書類請求書」をダウンロードの上、記入し本部に提出後、届いた「年金受給権者受取機関変更届」を記入し提出する	本部
死亡の連絡	「年金フォーラム」（年金受給者向け広報誌）にある異動連絡票を記入し本部に提出する	本部
住所の変更	住民票と連動するため、手続不要（連動まで半年程度かかります）	-
源泉徴収票の再交付	本部年金相談室に電話（03-5259-1122）で依頼する	本部
年金証書の再交付	ホームページから「年金証書再交付申請書」をダウンロードの上、記入し本部に提出する	本部
退職改定	P31 参照	支部

※公立学校共済組合ホームページアドレス <https://www.kouritu.or.jp/>
「年金受給者（待機者）向け手続き」から「年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード」へ入ってください。

◀ 愛知県の『再任用制度』の取扱い ▶ R4.10.1 時点

		短 時 間 ・ 非 常 勤		常 勤 (フルタイム)
勤務形態		19 時間 20 分勤務/週	31 時間勤務/週	38 時間 45 分勤務/週 (※)
年金制度		加入しない	厚生年金 (第 1 号厚生年金被保険者)	厚生年金 (第 3 号厚生年金被保険者)
健康保険		国民健康保険、共済組合の 任意継続組合員など	共済組合	共済組合
雇用保険		非 加 入	加 入	加 入
60 歳未満の配偶者 (国民年金第 3 号 被保険者)		国民年金第 3 号→1 号 への <u>変更手続き</u> を居住 地の市区町村で行う。	再就職先で国民年金第 3 号の届出の手続きをする。 (週 38 時間 45 分勤務も同様)	
年金の支給	①退職共済年金 (経過的職域加算額)	支 給	支 給	<u>支給停止</u>
	②老齢厚生年金 (報酬比例部分) ※厚生年金部分の額	支 給	年金額と給料額に応じて、一部 支給停止になる。	年金額と給料額に応じて、全 額又は一部支給停止になる。
再任用期間 終了後の年金		影響なし	加入していた再任用期間分が新規決定、又は加算される。	
年金と雇用保険 との併給調整		65 歳未満に限り、雇用保険からの基本手当(失業保険)を受給選択した場合は、その間、 職域年金相当部分又は経過的職域加算額を除き年金の支給が停止される。		

(※) 正規職員の所定勤務時間と同一の勤務時間の者

- ・ 定年退職後、公立学校共済組合員(第 3 号厚生年金被保険者)として再度加入した場合であっても、60 歳未満の配偶者の国民年金第 3 号被保険者の資格取得手続きが必要です。

◀ 愛知県の『臨時的任用・任期付任用』の取扱い ▶

		臨時的任用		任期付任用
期間		R2.4.1~R4.9.30	R4.10.1~	R2.4.1~
年金制度		厚生年金(共済組合) (第 3 号厚生年金被保険者)	厚生年金(日本年金機構) (第 1 号厚生年金被保険者)	厚生年金(共済組合) (第 3 号厚生年金被保険者)
健康保険		共済組合	共済組合	共済組合
雇用保険(※)		非 加 入	非 加 入	非 加 入
在職中に老齢厚生年金を受給している場合				
年金の支給	①退職共済年金 (経過的職域加算額)	<u>支給停止</u>	支 給	<u>支給停止</u>
	②老齢厚生年金 (報酬比例部分) ※厚生年金部分の額	年金額と給料額に応じて、全額 又は一部支給停止になる。	年金額と給料額に応じて、一部 支給停止になる。	年金額と給料額に応じて、全 額又は一部支給停止になる。
再任用期間 終了後の年金		加入していた期間分が新規 決定、又は加算される。	日本年金機構が支給する老 齢厚生年金に加算される。	加入していた期間分が新規 決定、又は加算される。

※令和 2 年 3 月 31 日以前は雇用保険に加入

被用者年金制度一元化により、公的年金の2階部分である被用者年金部分は厚生年金保険に統一されました。厚生年金の業務を行っている日本年金機構が全ての厚生年金被保険者の年金業務を行うのではなく、一元化前に年金の決定及び支給に携わっていた各組合等（例えば、公立学校共済組合）が、引き続き年金業務を行っています。

そのため、厚生年金を実施する実施機関を4つに分類し、日本年金機構の「公的年金給付総合情報連携システム」により、それぞれの組合が管轄する被保険者の情報交換をオンライン連携により管理・交換できるようにして、

- ある実施機関への請求や届出を別の実施機関に対しても行えるようにする。
- ある実施機関に係る年金額の相談を別の実施機関でも行えるようにする。
- ある実施機関で受け付けた書類を他の実施機関に転送する。

というように、年金業務の迅速化を進めるワンストップサービスを行っています。

一元化前は、請求手続きの窓口は各共済組合等で行っていましたが、一元化後は、一部例外（老齢基礎年金・障害厚生年金）を除いて、どこの窓口にも提出しても可能となりました。

●各厚生年金被保険者の分類(第1号～第4号)及び実施機関

第1号 厚生年金被保険者	日本年金機構 (民間会社の会社員)	窓 口 年金事務所
第2号 厚生年金被保険者	国家公務員共済組合 (国家公務員共済組合 の組合員)	窓 口 共済組合 (国家公務員)
第3号 厚生年金被保険者	地共連グループ (地方公務員共済組合の組合員)	窓 口 各共済組合
第4号 厚生年金被保険者	日本私立学校振興・共済事業団	窓 口 私学共済



年金の相談

1 [年金相談の実施]

いずれの窓口でも可能!!

①年金加入記録等の照会

対象者は、被保険者、被保険者であった者および一元化後に年金受給権が発生する受給者。

②年金見込額試算の実施

一元化施行後に年金受給権が発生する50歳以上の被保険者で、老齢厚生年金および老齢基礎年金が対象。

ただし、障害厚生年金、遺族厚生年金の相談は該当実施機関で対応。



年金情報の提供 (自宅に送付)

2 [年金情報の提供] ねんきん定期便

加入者および待機者に、最終加入制度の実施機関から年金見込額等の情報を通知する。

①毎年通知(②の年齢以外)

◆誕生月に「はがき」で通知。

<情報内容>年金加入期間、老齢年金見込額、保険料納付済総額、直近13か月分保険料納付額等

②節目年齢時通知(35歳、45歳、59歳)

◆誕生月に「封書」で通知。

<情報内容>年金加入期間、老齢年金見込額、保険料納付済総額、退職一時金返還見込額、年金加入履歴、標準報酬月額等の月別状況、国民年金保険料の納付状況、等



年金請求手続き (自宅に送付)



年金種別等により
提出先は変わる。

3 [年金請求手続き]

①(特)老齢厚生年金請求書の事前送付

各実施機関共通で1部とし、直近加入の実施機関から受給開始年齢に達する約2か月前に年金請求書が送付される。

②提出先

- ・(特)老齢厚生年金...どの実施機関にも提出可能。(一部例外あり)
- ・障害厚生年金...初診日に加入している実施機関
- ・遺族厚生年金...被保険者または受給権者が死亡した場合は、どの実施機関にも提出可能。



年金の受給 および 各種届出

4 [年金証書の送付および年金の送金]

1号厚年から4号厚年の各実施機関毎に年金裁定が行われ、年金証書の交付および年金の送金が各実施機関毎にされる。

5 [年金受給権者の届出手続き]

いずれの窓口でも可能!!

ワンストップサービスの対象となる届書(すべての年金に共通するもの)

- ・氏名変更届 ・住所変更届 ・受取機関変更届 ・死亡届
- ・未支給〔年金・保険給付〕請求書 ・年金受給選択申出書
- ・年金証書再交付申請書(改定通知書・振込通知書再交付申請書)
- ・源泉徴収票交付(再交付)申請書 ・年金加入期間確認請求書 等

年金関係問い合わせ先一覧

日本年金機構 年金事務所（愛知県と周辺）《第1号厚生年金被保険者の実施機関》

年金事務所	電話番号 (ねんきんダイヤル)	管轄区域
大 曽 根	052-935-3344	千種区 東区 守山区 名東区
中 村	052-453-7200	中村区 津島市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡
鶴 舞	052-323-2553	中区
熱 田	052-671-7263	熱田区 中川区 港区
笠 寺	052-822-2512	瑞穂区 南区 緑区 豊明市
昭 和	052-853-1463	昭和区 天白区 日進市 愛知郡
名古屋西	052-524-6855	西区 清須市 北名古屋市 西春日井郡
名古屋北	052-912-1213	北区 春日井市 小牧市
豊 橋	0532-33-4111	豊橋市 蒲郡市 田原市
岡 崎	0564-23-2637	岡崎市 額田郡
一 宮	0586-45-1418	一宮市 犬山市 江南市 稲沢市 岩倉市 丹羽郡
瀬 戸	0561-83-2412	瀬戸市 尾張旭市 長久手市
半 田	0569-21-2375	半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 知多郡
刈 谷	0566-21-2110	刈谷市 碧南市 安城市 西尾市 知立市 高浜市
豊 田	0565-33-1123	豊田市 みよし市
豊 川	0533-89-4042	豊川市 新城市 北設楽郡
岐 阜 北	058-294-6364	岐阜市 山県市 瑞穂市 本巣市 本巣郡
岐 阜 南	058-273-6161	羽島市 各務原市 羽島郡
大 垣	0584-78-5166	大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡
多 治 見	0572-22-0255	多治見市 中津川市 瑞浪市 恵那市 土岐市
美濃加茂	0574-25-8181	美濃加茂市 関市 美濃市 可児市 郡上市 可児郡 加茂郡
四 日 市	059-353-5515	四日市市 桑名市 いなべ市 桑名郡 員弁郡 三重郡
浜 松 西	053-456-8511	浜松市中区 浜松市西区 浜松市北区 湖西市
浜 松 東	053-421-0192	浜松市東区 浜松市南区 浜北区 天竜区 磐田市

公立学校共済組合《第3号厚生年金被保険者の実施機関》

●公立学校共済組合本部年金相談室：退職後の方、年金の支給状況・死亡連絡・口座等

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

電話番号03-5259-1122（年金相談専用電話）

受付時間月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

午前9時から午後5時30分まで

●公立学校共済組合愛知支部年金グループ：在職中の方

〒460-8534 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県教育委員会福利課内

電話番号052-954-6776

受付時間月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

午前8時45分から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く）

日本私立学校振興・共済事業団《第4号厚生年金被保険者の実施機関》

●日本私立学校振興・共済事業団 愛知会館 共済業務課

〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13（名古屋ガーデンパレス内）

電話番号 052-957-1388